

支部ニュース

2024 年 5 月 No.606

発行 自由法曹団東京支部
〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6
メゾン文京関口Ⅱ202 号
TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257
郵便振替 00130-6-87399

- 地方自治法改正反対の声を具体的行動に！・・・・・・・・・・・・・幹事長 西田 穰
- メーデーに参加しました・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局次長 和田 壮一郎
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局長 早田 由布子
- 憲法大集会に参加しました・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局次長 大井 淳平
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・東京東部法律事務所 今嵐 千晶
- 就任あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局長 早田 由布子
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局次長 沼田 英久
- ＜事件報告＞電気メーター工事作業者の労働者性・・・・・・・・・・・・・代々木総合法律事務所 大井 淳平
- 幹事会報告
- ＜速報＞サマーセミナーの概要

地方自治法改正反対の声を具体的行動に！

幹事長 西田 穰

本年3月1日、地方自治法改正案が閣議決定され、現在、国会で法案が審理されています。同法案は、個別法の根拠規定なしに、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が「発生するおそれがある場合」にも指示権を行使しうるなど、国が指示権を行使できる場面が大幅に拡大されるほか、文言の解釈によっては「平時」にも適用されるおそれがあるため、指示権が濫用される危険性が極めて高いです。さ

らに、国は有事の際、自治体に対し、例えば侵害を排除するために出動する自衛隊のために通行路を空ける措置や、武力攻撃に備えて施設・住戸に防護措置を施す措置や、自治体職員を市役所に配置させてミサイル攻撃に備える措置を講じるよう一方的に指示することなども可能になります。同法案は、日本国憲法に緊急事態条項を創設する足掛かりとなるものであり、立憲主義、基本的人権の保障、議会制民主主義の観点からも到底認められないものです。

団本部でも、本年3月11日、同法案に反対する声明を発出し、現在反対の声をあげる運動を全国的に展開しています。団東京支部も、本年5月2日、都内62自治体のすべての議会の議長宛に、同法案に反対する意見書を議会で採択し、今国会での法案成立を阻止するよう政府に働きかけることを求めて、上記声明を送付しました。しかし、当該議長に対する送付のみでは、アリバイ的に「働きかけた」だけで終わってしまい、運動としては不十分です。

そこで、皆様をお願いします。

やり方は、それぞれで決めていただいて構いません。各地方公共団体の議会に対し、正式に要請行動をしていただけるならそれは素晴らしいことで、是非お願いしたいところですが、

- ・知り合いの（出張相談を担当する）議員に情勢を説明し、議会で発言・質問をお願いする
- ・各会派の議員団に電話等でもいいので、逼迫した情勢、そして地方公共団体の問題であることを訴え、議論をよびかけ、できれば反対決議を挙げることをお願いする

という形、その他適宜の方法で結構です。本改正法の問題意識を広く呼びかける具体的行動をお願いします。

責任の所在が不明確にならないよう、地域の分担を決めさせていただきました。

（分担）

三多摩法律事務所・・・昭島市、国立市、小金井市、国分寺市、小平市、立川市、東久留米市、東村山市、東大和市、府中市、あきる野市、青梅市、羽村市、福生市、奥多摩町、日の出町、瑞穂町

武蔵野法律事務所・・・清瀬市、狛江市、調布市、西東京市、三鷹市、武蔵野市

八王子合同法律事務所・・・稲城市、多摩市、八王子市、日野市

東京東部法律事務所・・・江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区

代々木総合法律事務所・・・渋谷区、杉並区、中野区

城北法律事務所・・・豊島区、練馬区、板橋区

東京法律事務所・・・新宿区、千代田区、文京区

北千住法律事務所・・・足立区、荒川区

五反田法律事務所・・・品川区、目黒区

渋谷共同法律事務所・・・世田谷区、目黒区

第一法律事務所・・・中央区

台東協同法律事務所・・・台東区

日野市民法律事務所・・・日野市

（弁）まちだ・さがみ総合法律事務所・・・町田市

東京南部法律事務所・・・大田区

中野すずらん法律事務所・・・中野区

杉並総合法律事務所・・・杉並区

東京合同法律事務所・・・港区

(※重複あり)

何度要請しても、しすぎるということはありません。どんどん各自の思う方法で要請をかけて下さい！

そして、実際に行動を起こした場合、それが例え電話1本でも構いません。各団員の行動を、支部MLに報告下さい。私たち支部団員の中でも情報を交換して、危機意識を高めていきましょう！

現時点で、東京東部法律事務所からは、江戸川区、江東区、墨田区、葛飾区につき、それぞれ担当を決めて要請をかけることを決めて、うち、江戸川区担当の岩本団員が、共産党の区議に直接電話で要請したところ、同区議が、昨日開催された江戸川区議会総務委員会にて質問をしてくれた、墨田区に対しては、共産党区議団の方に、議会の議長宛にFAXで要請をしているので、是非取り上げてほしいと要請したとの報告が来ています。また、東京南部法律事務所でも、事務所会議での討議を経て、大田区区議会の各会派に送ることを決定し、事務所としての要請書を別途、弁護士が作成しているとの報告が来ています。また東京法律事務所でも要請行動を行うとの報告が来ています。

大がかりなことではなくて構いません。各団員において、できる行動を、できるだけ早く、できるところから、進めていただきたいと思います！

また、行動の集約もしたいので、要請いただきましたら、その旨東京支部事務局(dantokyo@dream.com)までメールでご連絡いただければ幸いです。

よろしくお願いします。

メーデーに参加しました

事務局次長 和田壮一郎（城北法律事務所）

第95回中央メーデーが5月1日、雨の中、行われました。パレードの前の集会を今回初めて聞きましたが各々の労働組合が集まり、団結を深める意義を感じました。広場で待っていると様々な市民団体から署名の呼びかけがされていました。労働者の権利向上のみならず、市民運動の基礎となっている場所なのだと改めて感じました。

パレードでは、青山コースを歩き、雨の中でしたが法律事務所の垣根を超えて交流できました。来年も参加しようと思います。



事務局長 早田由布子（旬報法律事務所）

メーデー前日に当日の雨予報の時間が繰り上がるという事態により、ビラ配りの中止のお知らせが遅い時間となり、支部員のみなさまにはご迷惑をおかけいたしました。結果としてビラ配りの時間はまだ雨

が降りだしていなかったため、集まったメンバーでビラ配りを行いました。

和田次長、浅野次長、江夏サポート次長が作成したビラは、防衛費増額、武器輸出、裏金といった問題を訴えた内容もさることながら、配色やデザインも工夫されており、受け取りも良く注目を集めました。このビラは5月3日の憲法集会でも配布しましたが、受け取っていた瞬間に「おお～すごい」という声も聞かれました。ビラを作ることができる次長たちがいて、レイアウト能力のない私は本当に助かっています。



パレード中は雨が強く、こんな雨のメーデーは記憶にないほどでした。来年は晴天を期待したいと思います。

憲法大集会に参加しました

《 2024 憲法大集会に参加して 》

事務局次長 大井淳平（代々木総合法律事務所）

憲法記念日である5月3日、江東区の東京臨海広域防災公園で開催されました「平和といのちと人権を！5・3憲法大集会」（同実行委員会主催）に参加いたしました。

同集会では、3万2000人（主催者発表）もの方々が参加し、満天の青空の公園に鮮やかな各民主団体の旗がはためいていました。

团支部からも多くの団員が参加されました。会場では手作りの軍拡・改憲反対ビラ入りのティッシュを配布し、多くの方に受け取って頂きました。

スピーチで伊藤真弁護士は、日本国憲法が「軍隊・宗教・神権天皇制が一体となって戦争に突き進んだ戦前までの流れを断ち切って大きく新しい国に変えた。憲法施工後77年間、憲法9条と前文のおかげで国家として戦争をすることなくこれた」「今度は私たちが憲法を守る責任を果たさなければならない」と、熱く平和憲法を次世代につないでいく意義を強調されました。

スピーチで猿田佐世弁護士は、「抑止力」を高めても、ちょっとした誤解で大戦争になる危険性を指摘されました。その具体例として、SNSに拡散された、中国による侵攻のデマ情報から軍事力行使に発展してしまうという、現代では非常にリアリティのある例を挙げられ、「抑止力」論の危険性を改めて実感しました。そして、「抑止力」論に頼らない外交の在り方のヒントとして、現在の日米韓において、首脳レベルだけでなく、安全保障、経済、科学技術、ジェンダー問題等、様々な分野で各々の関係者の交流が多く行われていることを紹介されました。現在の日米韓の協力関係は軍事的側面に重点があることは反面教師として、アジア・太平洋地域の各国で、軍事以外の様々な分野や、とりわけ平和的な外交の在り方を模索する各国の関係者との交流を増やしていくことこそ、今後の平和外交において求められているのではないかと感じました。

集会後のパレードでは、団支部で「武力で平和はつぐめない」「とりもどそう憲法生かす政治を」とカードを掲げてアピールしました。

年齢、性別を問わず、来年も多くの方の参加を呼びかけたいと思います。

《第10回憲法大集会について》

今寫 千晶（東京東部法律事務所）

<はじめに>

本年においても、5月3日の憲法記念日に、憲法大集会が行われました。場所は、有明防災公園でした。当日の天気は、雲一つない快晴で、初夏を感じさせる気候でした。

会場には、約3万2000人という非常に多くの方が集まり、大盛況でした。これほどの多くの方が集まったことは、憲法への関心が非常に高まっているものといえます。弊所からは、6名の弁護士が参加致しました。

<憲法大集会とは？>

憲法大集会は、2014（平成26）年から始まりました。コロナの影響により、集会という人が集まるとの性質上、オンラインでの開催を余儀なくされた年もありましたが、毎年多くの人に参加している集会です。

憲法大集会においては、以下のスローガンが掲げられています。

「私たちは

- ・改憲発議を許さず、憲法をいかし、平和・いのち・くらし・人権を守ります。
- ・パレスチナ即時停戦とウクライナからの撤退、憲法9条をいかした平和外交を求めます。
- ・敵基地攻撃能力の保有と南西諸島へのミサイル基地配備の撤回を求めます。
- ・沖縄の民意と地方自治を踏みにじる辺野古基地の代執行と建設中止を求めます。
- ・原発推進政策の撤回を求め、再生可能エネルギーへの転換を求めます。
- ・ジェンダー平等、個人の尊厳を大切にする社会をめざします。

これら実現のため共同の輪をひろげ、金権腐敗、憲法無視の自民党政治を終わらせ、安心してらせる社会をめざします。」

このように、憲法大集会は、憲法を守ることによって、日本にとどまらず、世界の平和を守るために決起された集会です。

<概要>

本年度の憲法大集会のプログラムは、以下のとおりです。

- ・ミニステージ
 - A「自由に話そうトークイベント」
 - B「それってDV？あなたのモヤモヤお答えしますモヤモヤすっきりパレット」
 - C「こども憲法ひろば」
 - D「Human Music ライブ」
- ・オープニング

古謝美佐子様（沖縄音楽の第一人者）

・メインステージ

スピーチ 伊藤真様（伊藤塾塾長・弁護士）

猿田佐世様（新外交イニシアティブ（ND）代表・弁護士）

国会議員あいさつ

市民連合 連帯挨拶

リレートーク

①地震と原発（武藤頼子様）

②難民問題（山岸素子様）

③沖縄課題（高里鈴代様）

④核兵器課題（大内由紀子様）

⑤パレスチナ問題（猫塚義夫様）

行動提起

エンディング「HEIWA の鐘」合唱



<今年の憲法大集会の様子>

私は、憲法大集会に初めて参加しました。そもそも、集会やデモというものに参加したことがなく、ずっと参加してみたいと思っていました。以前読んだ本に、「司法試験受験生は、憲法で集会の自由の重要性を答案で書く以上、その重要性を理解するために、集会やデモに参加をした方が良い」という趣旨の記載があったことを覚えています。しかし、受験勉強が忙しくて、結局、弁護士になって、ようやく参加することができました。

上述したとおり、今年の憲法大集会は、約3万2000人という多くの人が参加しました。私は、有明防災公園に到着して、人の多さに驚きました。人が多くて、自由法曹団東京支部の旗がなかなか見つからないという状態でした。自由法曹団東京支部の旗を探しているときに、参加している多くの方が、スピーチを真剣に聞いている様子を見ることができました。

スピーチが終わった後は、豊洲駅までデモ行進を行いました。シュプレヒコールという言葉は、判例を学ぶ中で聞いたことがあったものの、初めてシュプレヒコールを行う側になりました。非常に貴重な体験でした。マンションのベランダから手を振って応援をしている方もいらっしゃいました。

私は、集会及びデモ行進に初めて参加することによって、憲法21条1項が集会の自由を保障している意味について、少し理解が深まったように思います。本年のように、3万2000人という多くの人が集まれば、同じ気持ちを持つ人たちの共同体意識が芽生えます。また、多くの人が集まり、集会やデモ行進をすることによって、大きく報道がされます。そして、その報道を見た人たちが、問題意識を有するようになります。このことから、憲法大集会は、憲法について、社会全体に問題提起を行う非常に有効な手段であると考えました。

<さいごに>

来年の憲法大集会におかれましても、本年と同じように、大盛況となることを祈念いたします。そして、私は、まだ弁護士になって4ヶ月という若輩者ではありますが、今後ともよろしく願いいたします。

役員 就任あいさつ

事務局長 早田 由布子（旬報法律事務所）

本年2月の総会において事務局長に就任いたしました、旬報法律事務所の早田由布子（63期）です。弁護士1年目の5月集会で団の活動に関心を持ち、2年目となった2012年から2年間支部事務局次長を務め、韓国民弁と団東京支部との交流企画でソウルを訪問するなどの活動に加わりました。また、2018年に発足した支部セクハラPTに参加し、支部としてのセクハラ相談窓口の開設に携わるなどしてまいりました。

私は、所属事務所において労働事件を中心に事件活動を行うほか、2013年に明日の自由を守る若手弁護士の会（あすわか）を立ち上げ、憲法を広く伝える活動に注力してまいりました。私たちがあすわかを立ち上げたときに考えていたことは、活動を持続可能なものとするために、いかにして若手が参加したいと思える環境を整えるかということでした。立ち上げた私たち自身が3年目になったばかりの純然たる若手であったこともあり、どんな環境であれば自分たちが活動を主体的に行いやすいか、自分たちのこととして考えていました。そのため、おもしろいアイディアが出たらどんどん採用すること、憲法の講演をするときに適切な講師料を保障すること、講師料交渉の負担を各会員に負わずあすわか事務局がこれを担うこと、レジュメやパワポに使うことができる憲法イラスト等の素材を会員に提供すること、言い出しっぺが作業を負担する慣習をなくしアイディアを出しやすくすること等を行い、多くの若手が望んで活動してくれました。これらの経験をどこまで生かせるかわかりませんが、支部団員、特に若手が参加しやすい団東京支部を作るべく、微力ながら尽力したいと思います。ぜひみなさまからのご意見をいただきますようお願い致します。

団東京支部は、長く専従を務めていただいた奥住さんが本年3月末をもって退職され、後任がいない状態です。そのため団事務所に常駐する者がおらず、支部団員のみなさまからのお問い合わせにもすぐには応えられない等、ご不便をおかけいたします。団東京支部に関するお問い合わせは、当面の間、旬報法律事務所の早田宛にいただきますようお願い致します。

私生活では4歳6歳の男児の母で、小1の壁にぶつかりつつ、どうやって小1男子に宿題をやらせるかに頭を悩ませる日々です。そのため、夜間や土日は基本的に業務を行いません。手がかかる（かかりすぎる）子らの母としての役割も果たしながら、弁護士としての業務を行いながら、支部事務局長の役割を全うすることができるのかはなはだ疑問ではございますが、より活発な団東京支部とすべく、支部団員のみなさまのお力添えをいただきますようお願い致します。

事務局次長 沼田 英久（旬報法律事務所）

今年から自由法曹団東京支部の事務局次長に就任しました、旬報法律事務所の沼田英久と申します。修習期は73期で、弁護士4年目になりました。

私は、中学生までは熊本で過ごし、その後は神奈川県横須賀に引っ越して、今は東京の「コーヒーの街」として有名（らしい）なところに住んでいます。私自身は「コーヒー<<<紅茶」派なので「コーヒ

一の街」に住んでいることの恩恵を享受してはいないのですが…。

さて、新人の頃に比べて自己紹介をする機会が減り、久々にこのような挨拶文を書いているのですが、振り返ってみると、小さい頃から意図せず様々な社会問題に触れていたのだな、と思いました。小学生の頃には授業で水俣病や部落差別の問題に触れ、長崎への原爆投下を題材とした平和学習もしていましたし、横須賀では自宅から軍港が見え、巨大な原子力空母（ロナルド・レーガン）も日常的に見ることができました。しかし、恥ずかしながら、当時はまだこういった社会問題への関心は強くなかったもので、これらの問題について何かさらに一步踏み込んだ取り組みをしたりすることはなく、近くの公園で集会が行われていても傍観していただけでした。

ただ、私がこういった社会問題に意図せず触れてきたのは、特に特別な理由があつてのことではなく、いたって「普通」の生活を送る中でのことでした。これは、様々な社会問題が、普段の市民生活の中に発生していることを意味しているのだと思います。

しかし、団員だけが熱心に社会問題の解決に取り組んでも、その力には限度があるので、やはり、強く広い運動を展開することが肝要です。そして、その端緒として、普段の市民生活の中に発生している様々な社会問題に対して、以前の私のように単に傍観するのではなく、さらに一步踏み込んでもらう「きっかけ」を作ることが極めて重要なのだと考えています。これからは事務局次長として、そのような「きっかけ」を作っていく活動ができればと思っています。

「言うは易く行ふは難し」という言葉もあり、どこまでそれが実現できるかはわかりませんが、同じ事務所に支部長と事務局長がいるという極めて心強い環境にあるので、思い切って取り組んでいこうと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

＜事件報告＞

電気メーター工事作業者の労組法上の労働者性

代々木総合法律事務所 大井 淳平

1 はじめに

東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東電 PG」といいます）の電気メーターの取替等の工事を行う計器工事作業者の労組法上の労働者性を認め、団交応諾を命じた都労委の判断を維持する中労委命令に対する取消訴訟の判決が、去る 4 月 25 日、東京地裁でありました。内容は請求棄却の勝訴判決で、緊急命令も勝ち取ることができましたので、ご報告いたします。弁護団は、鷺見賢一郎団員と当職の 2 名です。

2 都労委の完全勝利命令

東電 PG（「東京電力株式会社」の後継会社）の 電気メーターを設置、取り替える計器工事作業者は、2018 年 2 月 27 日、全国一般計器工事関連分会を結成し、同年 12 月 7 日公然化しました。全労連・全国一般労働組合東京地方本部、同一般合同労働組合、同計器工事関連分会（以下「3 労組」といいます。）は、12 月 7 日以降 4 度にわたって、組合員と請負契約を締結しているワットラインサービス株式会社（以下「ワット社」といいます。）に対し、団体交渉を申し入れました。これに対

し、ワット社は、4度にわたって、「組合員は、何れも当社が労働契約を締結している従業員ではありません。」などといって団体交渉を拒否しました。3労組は、2018年12月17日、不当労働行為救済申立をし、2019年1月18日、追加の不当労働行為救済申立をしました。東京都労働委員会は、2020年3月4日、3労組とワット社に対し、令和2年2月4日付命令書を交付しました。都労委命令は、計器工事作業者の労働組合法上の労働者性を認め、ワット社に対し団交応諾を命じ、支配介入を認定する3労組側の完全勝利命令です。

3 中労委の完全勝利命令

ワット社は、2020年3月6日、中労委へ再審査申立をし、中労委は、2021年6月8日の第7回調査をもって結審しました。中労委は、2022年5月16日、3労組とワット社に対し、ワット社の再審査申立を棄却し、都労委命令を維持する令和4年4月6日付命令書を交付しました。中労委命令も、計器工事作業者の労働組合法上の労働者性を認め、ワット社に対し団交応諾を命じ、支配介入を認定する3労組側の完全勝利命令です。中労委命令は、都労委命令以上に、労働組合法上の労働者性を根拠づける6要素等の認定を詳細に行っていることです。都労委命令の43頁に対し、中労委命令は73頁です。

4 今回の勝訴判決

ワット社は、2022年5月26日、上記中労委命令に対する本件取消訴訟を提起し、組合は本件訴訟に補助参加しました。ワット社は本件訴訟において、既に労働委員会で十分に審理されたはずの、ワット社の計器工事部長の尋問を請求するなど、引き延ばしとしか考えられない訴訟対応が続きましたが、弁護団と組合はこのような姿勢を批判し、中労委とともにワット社の主張に対し、徹底的な反論を行いました。その結果、ワット社の求めている証人尋問は行われることなく、本年1月15日に結審しました。

そして、東京地裁民事36部は、4月25日、ワット社の主張を完全に退ける勝訴判決を言い渡すと同時に、緊急命令についても決定しました。

本判決でも、中労委命令を踏襲し、「請負契約」の形式ではあるものの、ワット社が、仕様書やマニュアル等によって広汎な指揮命令を行っている実態に即した判断を行っております。

5 おわりに

本件訴訟は完全勝訴判決となったものの、ワット社は控訴し、たたかいは控訴審に移りました。また、本丸である、組合員に対する更新拒否に対する裁判も同じ36部に係属しており、そこで全体解決に向けた和解協議がはじまります。

既にたたかいは長期に及んでおり、早期に充実した解決を実現するため全力を尽くして参ります。

幹事会報告

日時：2024年4月25日(木) 14時30分～16時55分

場所：団本部事務所+Zoom

出席者（敬称略）：野澤、西田、佐藤、中川、萩尾、早田、藤原、和田、大井、浅野、沼田

1 報告事項

- (1) 支部ニュース4月号(～6月号)の印刷・発送について
 外部委託(「きかんし」)で行う。具体的には事務局長が編集し、印刷発送を「きかんし」に。
 (1回あたり10万円程度。)
 4月号は4月末、5月号及び6月号は5月末、6月末を目途に発送になる見込み。
 7月号以降は、団員以外の外部にはメール発送に切り替える(告知済み)。
 今後は、団員への(紙媒体での)発送をどうするか、ということが検討課題になる。
 - (2) ソフトボール大会実施決定 11月1日(金)
 執行部は日程の確保を。
 江夏団員を中心としたPTで動いてもらう。
 - (3) ボウリング大会実施
 3月23日に実施、40名。懇親会には39名参加。盛況だった。
 第2回も開催できるようにしたい。
 - (4) 新旧役員慰労会実施
 4月11日に実施。今後、定例行事とする。
 次回(次年度)は2025年3月5日の事務局会議後
 - (5) 第90回裁判所・労働委員会対策東京会議 5月17日(金) 18時30分～
 沼田次長が参加する。次回幹事会で報告。
- 2 5. 1メーデーに参加しよう
- 当日
- 集合時間 午前9時30分(ビラまき～10時00分)
 集合場所 神宮橋 10時開会、11時20分 パレード
 雨天予報の場合⇒大雨以外は予定通り実施。前日夕方の予報を見て、判断し、MLで流す
 持参: ハンドマイク、ティッシュ(ビラ入り)、横断幕、支部旗、その他
 懇親会はなし
 ⇒懇親会は、今年は実施しないが、メーデーは日中に行われ、新人団員も集まりやすいイベント
 なので、メーデーでの新人団員を対象とした懇親会の実施については検討する。
- 3 5. 3憲法大集会(「2024憲法大集会」)(於:有明防災公園)に参加しよう
- 当日
- 13時開会(ミニステージは11時～)
 12時に支部旗を集合場所に立てる(担当:西田)。これを目印に集まってもらう。
 13時00分集合(支部団員)
 持参:支部旗、横断幕、その他
- 5. 3憲法集会協力金1万円⇒例年通り支出。
- メーデー・憲法集会の報告担当
 総括を事務局次長(メーデー:和田、憲法集会:大井)、感想を新人団員に依頼する
- 4 憲法東京共同センター関連事項
- 憲法審査会傍聴(09:30～)
 衆議院は毎週開催を予定(4月11日～6月27日)
 自由法曹団担当
 4月25日 早田事務局長が傍聴

自由討議。特に大きな動きはなかった。広報協議会の設置に向けて規定を作るべきだという話があった。緊急事態宣言時の任期延長についての規定作成を早く進めようとする動きがあった。

今後の傍聴担当者

5月23日 和田事務局次長

6月20日 野澤支部長

○5月20日都政変革に向けた宣伝行動

都政変革・都知事戦勝利に向け、都内数カ所で宣伝行動を計画

⇒候補者未定

⇒宣伝行動の担当

1200-1245 池袋

1400-1430 四谷（団東京支部）⇒東京LOに情報共有する（浅野）。

5 本部からの要請事項

（1）地方自治法改正問題

各議会へ「2024年3月11日付け声明」を送付

⇒送付に異議なし。都議会は執行部から送付。

⇒その他発送は支部でやって、FAXニュースで、その旨報告の上、各地域事務所に各議員に働きかけを依頼（その後支部に報告をしてもらう）。

⇒各地域事務所と地域の割り振りを確認

（2）離婚後共同親権制度の導入をはかる民法改正問題

支部としても決議を出している。拙速な導入には反対。

⇒既に衆院は通っているので、参院をフォーカスする。

⇒資料18を資料20の送付先に送付することをMLとFAXニュースで要請する。

6 5月支部幹事会・ミニ学習会について

・新人学習会

コメンテーター 大井次長、藤原サポート次長

コーディネーターを事務局長として、大井、藤原が話す。

普段の仕事、家庭、そのほか失敗・成功談とか、子育て等のプライベートと仕事と団の両立について話す

幹事会を2時から、後半に学習会、終了後懇親会。

7 サマーセミナーメイン講師について

⇒第1候補として半田滋さんに要請する

8 組織報告

退団承認4人、退団申入者3人

9 その他

フェイスブック、ツイッター担当について

FBは長期間途絶え気味。恒常的に引き継げるようにしたい。

10 今後の日程

★次回事務局会議 2024年5月16日（木）10時～12時

★次回幹事会 5月29日（水）14時00分～

(新人学習会、終了後懇親会)

★団総会（福島）

5月25日（土）～27日（月）

<速報！>サマーセミナー概要

メイン講師に半田滋さんをお招きすることが決定しました！

メイン講演：「敵基地攻撃と日米一体化～防衛費倍増は国民負担に～」（仮）

講師：半田滋氏（防衛ジャーナリスト、元東京新聞論説兼編集委員）

日時：2024年8月23日（金）13時～24日（土）12時

場所：KKR 鎌倉わかみや（JR鎌倉駅徒歩20分、江ノ電由比ヶ浜駅徒歩5分）

ぜひご予約ください！

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特長（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害（認知症含む）による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかをを選んでいただきます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン（入院による就業不能時追加補償特約）をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

<月払保険料表> スタンダードプラン（A型）、団体割引25%、保険期間1年、職権級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	1年	2年
満25～29歳		820	1,000
満30～34歳		1,010	1,250
満35～39歳		1,260	1,640
満40～44歳		1,570	2,110
満45～49歳		1,880	2,550
満50～54歳		2,170	3,010
満55～59歳		2,300	3,240
満60～63歳		2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害（認知症含む）による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・竹田
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 本ビル3F
TEL：03-3405-0041（全国弁護士グループ専用）
（受付時間：平日の午前10時00分から午後6時まで）

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

（SJ22-06407 2022年10月3日）